

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

平成31年1月10日

鈴 鹿 市

三重県トラック協会鈴鹿支部

災害時における緊急物資輸送等に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と三重県トラック協会鈴鹿支部（以下「乙」という。）とは、災害時における救援・支援物資の避難所等への配送等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が乙に対して行う物資輸送等の支援要請に関し、その手続等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

この場合において、乙は甲の要請に基づき、可能な限り対応するよう努めるものとする。

- (1) 甲が管理する災害用備蓄品の避難所等への輸送
- (2) 甲が管理する物資拠点から避難所等への物資の輸送
- (3) 甲が管理する物資拠点運営の協力
- (4) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（協力要請の手続）

第3条 甲が前条の規定による協力を必要とするときは、文書（様式1）により要請するものとする。また、乙は前条の規定による業務を終了したときは、速やかに、甲に対し、文書（様式2）により、必要事項を報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し、業務の終了後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 甲及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、相互に書面により通知するものとし、変更があった場合はその都度通知するものとする。

2 甲が乙以外と本協定と同様の内容の協定を締結した場合、乙は甲の要請に基づき、当該協定締結者と可能な範囲内において随時連絡体制を整えるものとする。

(費用負担)

第5条 第2条に規定する協力内容の実施に要した費用は甲が負担するものとし、甲は、その代金を、災害発生による混乱が沈静化した後、速やかに支払うものとする。

(額の決定)

第6条 前条に規定する甲が負担する費用の額は、乙の会員事業者が災害発生時直前において国土交通大臣に届出した運賃・料金を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第8条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の全部又は一部を免除できるものとする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日前1か月までに、甲又は乙から何らかの意思表示のないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとみなす。その後においても、同様とする。


以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、
各1通を保有する。

平成31年1月10日

甲 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長

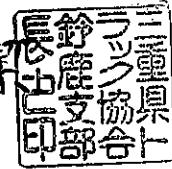
末松 則子 

乙 三重県鈴鹿市平野町字森山494番地の1

三重県トラック協会鈴鹿支部

支部長

加田 清



時直前に
定するも

情報の交

条に規定

度、甲乙

とする。

ないとき

の後に